

議案第 4 号

鳥栖市育英資金奨学生の選考について

上記の議案を提出する。

令和 7 年 2 月 1 9 日

鳥栖市教育委員会
教育長 佐々木 英利

(提案理由)

鳥栖市育英資金貸付基金条例施行規則第 3 条に基づき、令和 7 年度の新たな鳥栖市育英資金奨学生を選考したいため、鳥栖市教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し、又は臨時に代理させる規則第 2 条第 1 項第 1 8 号の規定によりこの案を提出する。

1 目的

経済的理由により就学困難な者の奨学及び人材育成を図る

2 貸付の資格

- (1) 鳥栖市に在住し、高等学校又は高等専門学校への進学又は在学していること
- (2) 身体が健康で、学習意欲があり、人物が優秀と認められること
- (3) 経済的理由により学資の支弁が困難と認められること
- (4) 育英資金の返還が確実であり、確実な保証人を有すること

3 貸付金額

月額12,000円以内

4 選考人数

最大 35人まで

※ 奨学生総数 40人以内（育英資金条例第5条）

中途申込枠 2人（鳥栖市育英資金奨学生選考基準）

現奨学生 3人（R7.2.1現在）

よって、 $40 - 2 - 3 = 35$ 人

5 申請者

別紙のとおり